

入札心得

(最終改正 令和元年10月1日)

北九州市が行う建設工事における指名競争入札（電子入札を除く）は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札執行についての通知及び設計書の配布

指名についての連絡は、通常ファックスで行います。

指定された日時及び場所で「入札（見積）執行について（通知）」、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計書等」という。）を受け取ってください。このときファックスで送付した「指名のお知らせ」を持参してください。

2 入札の準備

(1) 見積にあたっては、設計書等及び現場をよく確認してください。

(2) 設計書等に疑義があるときは、関係職員に説明をもとめてください。

3 入札書の記入

(1) 入札書は、所定の様式を使用してください。

なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので訂正の必要はありません。

(2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

(1) 入札は、「入札（見積）執行について（通知）」に示した日時及び場所で行います。

(2) 入札執行の場所に入札者以外の立ち入りはできません。

(3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。

(4) 入札者は代表者本人又は代表者の代理人とし、代理人による入札を行う場合は、委任状を提出してください。

(5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

(1) 入札を希望しない場合は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができます。

(2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

- (3) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を契約担当課に持参してください。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできません。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (3) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った工事名を記載したとき若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (7) 最低制限価格を設定している工事について、最低制限価格を下まわる価格で入札したとき。
- (8) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された日時に「設計書等」の交付を受けなかったとき。ただし、再度指定された日時に交付を受けたときはこの限りではありません。
- (2) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (3) 代理人による入札で委任状が不備のとき。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

10 異議の申立て

入札をした者は、入札後、設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。